

〈論文〉

クラリッサのノーからアンのイエスへ  
——イギリスの結婚制度と求婚小説——

丸川桂子

1 求婚小説

18世紀なかばから19世紀はじめのイギリス小説には、若い女性が世の中に出ていくつかの試練を経て幸福な結婚をする過程をストーリーの中心にしたものが少なくない。この種の小説の研究書、Katherine Sobba Green, *The Courtship Novel, 1740-1820: A Feminized Genre* (1991) の巻末の「求婚小説」のリスト (Green, 163-64) には、Samuel Richardson の *Pamela* (1740) を筆頭に Jane Austen の6つの長編を含む47の小説と20を越える作家の名があげられている。

これらの小説が主に若い女性の読者むけに、大部分女性の作家によって書かれたのは、結婚問題が当時の女性にとってとりわけ重要だったからである。結婚はもちろんいつの時代にもだれにとっても重要な人生の出来事である。しかしこの時代のイギリス<sup>1)</sup>では、結婚に関する考え方が変わりつつあり、新しい考え方と既成の制度や社会の現実の間に矛盾が生じ、その中でどう身を処すべきかが、いっそう真剣に考えなければならない問題になっていた。Ian Watt の *The Rise of the Novel* (1957), 第5章は、小説『パミラ』が1740年のイギリスで多くの読者に迎えられた背景として、このような状況をくわしく述べている。

数十年後のオースティンの小説の時代になっても、結婚の制度にはあまり変化がなく、同じような状況が続いていた。それでも結婚についての人びとの考え方は確かに変わってきており、その変化が求婚小説にも反映している。本稿は、最初に、イギリス18世紀から19世紀はじめの結婚と女性のおかれた状況の概観を示したあとで、リチャードソンの小説における女性の結婚をめぐる物語に、当時の制度や社会背景がどのようにかかわっているかを見る。つぎに、リストの終わりの方に位置するオースティンの小説から、その後

の人びとの考え方の変化を見ていく。リストのはじめと終わりに焦点を当てて、求婚小説を大きなパースペクティブでとらえようとする試みである。

ただしリチャードソンの小説からは求婚小説の元祖というべき『パミラ』ではなく、リストには入っていないが彼の代表作である *Clarissa* (1747-48) をとりあげる。『パミラ』と違って、クラリッサの物語はハッピーエンドにならない。クラリッサはどの求婚にもノーといい続けるからだ。その返事にこの時代の女性の結婚がはらむ矛盾が赤裸々に現れている。オースティンの方は、主に *Pride and Prejudice* (1813) と *Persuasion* (1818) を対象にする。両方とも女主人公が、はじめノーといいつぎにイエスと返事して、幸福な結婚にいたる。

## 2 結婚と女性の状況

求婚小説の背景となる、18世紀から19世紀はじめの結婚と女性をめぐる状況は、つぎのようにまとめることができよう。

- 1 結婚には当人たちの同意が必要だが、親の同意はなくてもよい。
- 2 妻は法律的に無人格。
- 3 離婚はほとんど不可能。
- 4 「友愛結婚」(companionate marriage) が理想とされるようになった。
- 5 女性の結婚難。

1, 2, 3は法律や慣習などの制度的な状況であり、4はイデオロギー、5は社会的な事情である。

以下、各項目についてやや詳しく述べる。

### 2-1 結婚の成立

結婚の成立にあたって当人の意思が尊重されるのが、イギリスの古くからの特徴であった(Watt, 138; Gills, 21; Macfarlane, 1986: 119, 124-25, 129 *et passim.*)。結婚には当人たちの同意がぜったい必要だが、親の同意はなくてもよく、親の持ってきた縁談を子どもが断ったり、子どもが勝手に結婚することができたのである。

1753年のHardwicke's Marriage Act(ハードウィック結婚法)によって合法的な結婚の手続きがきちんと定められたが、それまでは、いくつかの結婚方法が有効であった。いちばん簡単なのは、古くからのcommon law marriage(慣習法による結婚)で、当人同士の合意があり、男子14歳、女子12歳以上であれば、親の許可も宗教的な儀式もなしに口頭

で結婚の約束のことばを述べて、それで婚姻が有効となった。もちろん、共同体の認知を受けるための一連の儀式をとまなう結婚の方がふつうで、やがて16世紀には教会の儀式が、結婚の儀式の欠くことのできない一部となった (Stone, 1979: 80; Gills, 20)。17世紀初めには教会法によってきちんとした結婚の手続きが定められ、これにより「慣習法による結婚」は非合法になるが、それでもその結婚は有効とされた。17世紀以降は、教会法による結婚の抜け道として、親の許可なしで結婚できる *clandestine marriage* (秘密結婚) がはやった。これも教会法では非合法だが、結婚自体は有効であった。

このように結婚が簡単にできるのは問題だとして (Stone, 1979: 33)、教会法による、手続きに手間のかかる結婚を唯一合法で有効と明文化したのが、1753年のハードウィック法である。未成年 (21歳未満) の結婚には親や後見人の許可が必要とも定められた (ただし、この規定は長続きせず、1823年に廃止された)。スコットランドでは「慣習法による結婚」や「秘密結婚」がその後も合法だったので、親に反対された恋人たちが駆け落ちして、イングランドとの国境に近い *Gretna Green* でてっとり早く結婚式を挙げる話は小説にもよく出てくる。たとえ制度が変わっても、イギリスでは結婚の決定において当人の意向が優先されたことは、求婚の手順を見れば明らかである。男性はまず相手の女性に求婚してイエスの答えを得てから、親の承諾を求めることになっている。<sup>2)</sup>

子の意向が優先されるとはいえ、18世紀には、子は親の許可を得るべきだ、とくに娘の場合は親に従わねばならないという考えと、親は子に結婚を無理強いするべきではないという二つの考えが、並存していた。<sup>3)</sup>

娘にとくに親への服従を求めたのは、娘を守ろうとする親心ばかりでなく、侮蔑的な女性観からでもある。女は理性を欠き感情や情欲に支配され、無分別な行動に走りやすい、だから親や目上のアドバイスに従うのが安全、結婚してからは夫に従うべきだ、などの忠告をならべた *conduct books* (行動指南書) が、18世紀を通じて読まれていた。そのいっぽう、娘の意向を無視した政略結婚は結婚生活の不幸を招くという批判も続いていた。Stoneによれば、17世紀の後半から18世紀の終わりごろまでに、当人同士のイニシアティブで結婚を決め、親は経済的・社会的に見て問題のある場合だけ異論をさしはさむというのが一般化したという (Stone 1979: 183)。これは、資本主義の発展にとまなう個人主義の定着とともに、感情面でも個人主義——これをストーンは *affective individualism* (感情的個人主義) とよぶ——が育ち、個人の自由や幸福の追求を重んじ、結婚生活も核家族で夫婦中心の *companionate marriage* (友愛結婚) が理想とされるようになってきたからである。<sup>4)</sup>

「ハードウィック結婚法」は、有産階級の親が、子世代に広がってきた自由な結婚への

動きを抑えようとする法であり、父権制の強化の方策といえよう。彼らの子弟の結婚には財産問題が密接にからんでおり、子どもたちに勝手に無分別な結婚をされては困るので、結婚成立の手順をきちんと定め、未成年の結婚には親の許可が要るようにしたのである。この法律により親たちは、一連の結婚の手続きで子どもたちの早まった結婚を抑えながら、その自由意思を尊重することもできた。彼らは子どもたちが秘密に結婚してしまう心配をせずに、子どもたちにより自由な男女交際の機会を与え（求婚小説の多くの男女が、温泉場、ダンスパーティなどで出会っている）、子どもたちの選択の幅を増やした（Stone, 1979: 213）。

こうしてともかくも娘に選択が許されるのだから、娘にとって選択が最も重要問題となり、求婚小説は、つまりは、どんな相手にどんな時にイエスをいうか、ノーをいうかの選択と諾否の物語といえる。賢く適切にイエスやノーをいえば、（そして運が良ければ）最後に幸福な結婚ができる。

## 2-2 妻の無力

伝統的にイギリス社会は男女平等であり（Macfarlane, 1978: 91, 133; Perry, 112）、18世紀でも、建前上は、独身女性は男性とほぼ同じ法的地位を持ち、同じ権利や責任を負っていた。ところが、結婚するとこの状況は一変する。2のはじめに示したように、妻は法律的に無人格になる。つまり、結婚後は夫の人格に吸収され、夫に保護され、まったく子どもと同じ立場になる（これを *coverture* という）。結婚前は、結婚の選択や諾否がいちおう主体的にできたのに、結婚してしまえば主体性はなくなるのである（Skinner, 91-92）。しかも、離婚はほとんど不可能で、妻はこの依存状態に一生しばられることになる。

夫の法的人格に吸収された妻は経済的自立性を失う。結婚時、妻は持参金（*marriage portion*）として、ふつう動産（現金、証券、家具類）を持っていくが、これはすべて夫の可処分財産になる。不動産の場合は、所有権は妻にあり夫は勝手に売り払ったりはできないが、<sup>5)</sup> その土地を利用して得た収入はすべて夫の物となる。妻の収入はすべて夫の収入になるのである。その代わりに、無収入の妻には年間一定額が自由に使える小遣い（*pin money*）として渡される。この額をいくらにするかは交渉によって決まるが、交渉すること自体、一心同体であるべき夫婦になじまない、という理屈で出し渋られることもあった。妻が死ぬと、その不動産は、原則として、妻の実家側に戻っていく。<sup>6)</sup>

このような依存状態を脱して独立の人格を回復するには未亡人になるしかない。離婚はほとんど不可能であるからだ。キリスト教では、「死が二人を分かたずまで」の誓い通り離婚できないのが原則だが、ストーンによればイギリスはこれを厳格に適用した唯一の国で、

結婚するのはいたって簡単なのに、いったん結婚したら正式に抜け出すことはできない、という特徴がある。社会の中上層の人びとにとって可能な離婚の形態は、1) 教会裁判所が認める別居。ただし、再婚はできないし、妻は夫の保護下にあり、経済的支配下にあることは変わらない。2) 議会で条例を通してもらって離婚が成立。<sup>7)</sup> これは再婚可能だが非常に費用がかかり、年に3, 4件の離婚しか成立しないそうである。いずれの離婚方法も、妻の側からの別居や離婚請求は非常にしにくかった (Stone, 1993: 18-25; Macfarlane, 1986: 224-26)。このような妻の無力さの例として、*Wuthering Heights* (1848) における Heathcliff の復讐があげられる。彼は、結婚後妻が法律的に無人格になることや離婚できないということなど、法律上の男性優位を巧みに利用して、復讐をやり遂げた (植松, 35-47)。こんなひどい目にあわぬためにも、娘たちの選択は慎重にならざるをえない。

### 2-3 友愛結婚の理想

妻の立場はいかにも不利であったが、にもかかわらず、妻は平等な companion (つれあい) であるという考え方が広まってきた。友愛結婚の理想である。これは、ピューリタニズムの、墮落前のアダムとイブを模範にして結婚を理想化する考え方で、結婚とは、愛によって結ばれた男女が心も体も一つになって、互いに助けあい慰めあって添いとげる、もっとも望ましい境涯だとする (Stone, 1979; 217-20)。しかしこれがかえって父権制を強化し、家庭における妻の服従を強めることになった。妻の不利な状態を美化し、正当化するからである。

夫と妻は平等であるが、男女として違っているのもそれぞれ長所を生かしてたがいに補うべきだ。男は理性と判断力、体力に優れ、夫としての役割は愛と権威を持って家族と召使いを治めること。女は体力的・知的に劣るが優しさや信心深さに優れており、妻としての役割は、まず夫に従うこと。なぜなら、夫と妻は一心同体だから、夫の意志はすなわち妻の意志であるはず (当然、財産も一体化する)。さらに、妻は家事を上手にさばき、愛情と優しさで子どもを養育しまた夫を慰め、信心深さ、真面目さで夫の不完全さを補う、というふうな性別役割分担が正当化された (Fletcher, 112, 385-87, 396-99)。このような妻像がやがてヴィクトリア時代の「家庭の天使」になる。

友愛結婚が成り立つためには、恋愛 (romantic love) が前提となる。18世紀を通じて恋愛の地位がだんだん高くなり、求婚小説は恋愛から友愛結婚にいたる道をくりかえし描いた。しかし、友愛結婚も恋愛も、夫と妻の法律的、経済的平等の裏付けがない以上、けっきょくは、個人主義に目覚めた女性を主体的に父権制に従わせるためのイデオロギーとして作用した (Fletcher, 395, 400)。<sup>8)</sup>

## 2-4 女性の結婚難

求婚小説は恋愛から結婚へのハッピーエンドを描くが、その後の結婚生活は妻にとって必ずしもハッピーにならないことは、当然予想がつく。結婚前をあつかった小説は多くても、結婚の実体を描いた小説が非常に少ないことにもそれが現れているし (Skinner, 96), クラリッサの親も、オースティンの女主人公たちの親も幸福な友愛結婚をしているようすは見えない。彼女たちは片親か、両親がそろっていても、むしろ反面教師となる結婚生活を送っている。それでも、求婚小説のハッピーエンドに釣られるかのように、女性たちは結婚を真剣に求める。これを現実を見ない若い女性たちの小説かぶれと笑うことはできない。彼女たちは結婚しなければ、居場所がなく、妻となってやっと社会的に認められるのだから。

先に触れたように、伝統的にイギリス社会は男女平等で、財産も男女平等に分配されていたが、徐々に男系、とくに長男に集中して相続 (primogeniture) して、財産の細分化を避けるようになった (Perry, 112, 119)。この傾向は 17 世紀中頃から 18 世紀になって強まり、農地の集中によって、農業資本主義の発展を支えることになる。小説からもこのような動きが見てとれる。『高慢と偏見』の Mr Bennet の財産は、彼の死後妻や 5 人の娘たちにはではなく、親戚の Mr Collins に限嗣相続 (entail) が決まっている。男系相続の例である。また、クラリッサは末娘であるが、父と兄を飛び越して、祖父から不動産の遺贈を受けた。これは法的には問題はないし、クラリッサには祖父にひいきされる資格があるのだが (Zomchick, 63), 家族は、長子相続が一般化しているときに、この遺贈を異例かつ不当とみなし、クラリッサを苦しめる。

跡継ぎの兄弟に経済的に依存しなければならない未婚の娘たちは家のやっかい者になる。彼女らは、クラリッサの兄の露骨ない方によれば、「他の男に食わせるために太らせる鶏」(Clarissa, 63) で、養うに金はかかる、持参金を相応につけて結婚させねばならぬ、で財産減らしの存在でしかない。それに核家族化が進んでいるので、兄弟の結婚後は居づらくなる。<sup>9)</sup>

娘に財産があれば独立した暮らしを楽しむことができるだろうが、そうでなければ自活はむずかしい。中流以上の女性が就くことができる職業がほとんどないからだ。18 世紀の末になって、住み込みの家庭教師として働く道が開かれたが、これはリスペクタブルな職業とされていたものの、報酬は少なく、仕事はつらく、しかも住み込み先の家庭での立場が中途半端で、けっして望ましい職業ではなかった (Stone 1979: 244)。Emma (1816) で Jane Fairfax が住み込みの家庭教師になろうと決意するときの自暴自棄的な暗い気持ち

からも、この職業がどんなものか想像できる。やはり結婚するしかない。

しかし、結婚難である。イギリスではもともと結婚年齢が高く、とくに中・上流階級の男性の結婚年齢が高い上に、18世紀には男たちの間に、自由な独身生活を楽しむと称して結婚嫌いを標榜するのがはやって、独身を通すものも少なくなかった。それに多くの独身男性が戦争や植民地に出かけていて、適齢期の男性の絶対数が少ない。この結果、18世紀には上流階級の女性の4人に1人が独身だったという (Stone 1979: 41, 241-43)。

結婚市場であぶれて憐れまれながら、つましく暮らさねばならない独身女性の典型が『エマ』の Miss Bates だとすれば、ベネット夫人が5人の娘を相手かまわず嫁がせようと躍起になっているのも、教育はあるけれども財産がほとんどない Charlotte Lucas が、手近に現れた男をその欠点に目をつぶってつかまえるのも、浅はかと片付けられない。妻になれば、経済的な支えと主婦としてのステータス、落ち着き場所が得られるのだ。

求婚小説は、きびしい状況のなかでも、若い女性が、多少なりとも主体性を発揮できる求婚という短い期間に、自分の気持ちを大切に (affective individualism)、自己の尊厳を保ちながら、賢い選択をして、友愛結婚という幸福をいかにつかむかの道すじを示す、教訓的な役割をになった小説であった (Green, 13-4)。

### 3 クラリッサのノー

はじめに断ったように、『クラリッサ』は求婚小説ではない。賢い模範的な女性が、自分も他人も不幸にしない選択をしようとしたが、周囲の圧力のなかで、自己の尊厳を守るために死ぬことになってしまった、いわば、失敗した求婚の物語である。1730年代はじめに設定されたこの失敗の物語に、当時の有産階級の女性のおかれた状況が凝縮している。

#### 3-1 財産獲得のために

才色兼備、美德の評判の高い18歳のクラリッサに、彼女には似つかわしくない男から、財産の点で非常に有利な求婚があり、家族は有頂天になった。こういう財産目当ての政略結婚は18世紀にも中・上流階級ではまれではなかったという (Porter, 26)。クラリッサがこれを断ると、家族はいうことを聞かせるために彼女を軟禁する。ひどい話だが、財産にからんで妻や娘を軟禁するというような実話も珍しくなかったそうだ (Brophy, 176)。

クラリッサの家は成功した新興のブルジョワで、豊かな土地財産を持っていたが、それに満足せず、さらに社会的上昇を望んで、クラリッサの兄に財産を集中し、その力で爵位

を得て、家の名誉を高めたいという野心を持っていた。ところが、祖父が不動産を末娘のクラリッサに遺贈した。これは当時の長子相続という慣行にはずれ、一家の望みにも反する行為である。

そこに、金持ちではあるが、教養もなく醜く、卑しい性格の男 Solmes が、本人にとってもクラリッサの家族にとっても好都合な条件の結婚を申し込んでくる。まず、クラリッサの土地はたまたまソームズの土地に近接したところにあり、彼にとってははなはだ好都合。この土地の経営による利益は、ソームズのものになるからだ。ところで、財産がある者同士の縁談では、金銭、財産上の取り決め (marriage settlement 夫婦財産契約) が最初におこなわれることになっている。この交渉はふつう夫の死後の妻の生活保障をどうするかを中心におこなわれるが (Macfarlane, 1986: 281-82)、ソームズの条件はこれに照らすと異例の好条件だった。ソームズは死後全財産をクラリッサに譲る、そしてもしクラリッサが子どもなしで早く死ねば、その全財産がクラリッサの兄の物になる、というのである。

クラリッサがこの縁談にノーというのはもちろんソームズ本人に対する嫌悪からだが、彼女はほかにも理由をあげる。その一つは、自分が、ソームズの身内に帰属すべき財産を奪ってしまう手段にはなりたくない、この財産契約の内容は正義に反する、という、クラリッサらしい理由である。また、ソームズが人間的に劣っていることも理由にあげる。

And then Mr Solmes's disagreeable person, his still more disagreeable manners; his low understanding – understanding! the glory of a man! so little to be dispensed with in the head and director of a family, in order to preserve to him that respect which a good wife (and that for the justification of her own choice) should pay him herself, and wish everybody to pay him – And as Mr Solmes's *inferiority* in that respectable faculty of the human mind (I must be allowed to say this to you, and no great self-assumption neither) would proclaim to all future, as well as present observers, what must have been my mean inducement – (*Clarissa*, 111. Letter 20 [to Anna Howe], original emphasis.)

これは、ソームズは風采や態度が不愉快であるばかりでなく、一家を導く夫が持つべき判断力にも欠ける。そのような男には尊敬し従うことはできない、と母に訴えている場面の報告である。夫の優れた判断に妻が心から従う、というのは、友愛結婚の夫婦のあり方である。クラリッサは、ソームズが友愛結婚にあわない、と断っているのだ。

クラリッサが、いやな結婚を強制しないでほしい、私に自由をと、いくら懇願しても許されない。家族をクラリッサ迫害に突き動かしているのは、野心や強欲のほかに、娘の自



己主張に対する父の怒り（それを父の権威を笠に着た兄が利用するのだが）もある。クラリッサは、娘の時は父に従い妻になれば夫に従うという、父権制のおきてを忠実に守ろうとする従順な娘であるのに、祖父の遺産により成人後の独立が可能になったうえに、家族の勤める縁談を断って自由意思を尊重してと主張する。それを家父長の典型のような父親は、権威への反抗とみてがまんがならず、意地でも屈服させようとする。

屈服させるために家族は軟禁という手段をとる。これはクラリッサの行動の自由を奪い、有能な彼女を無力化するものである。彼女は祖父の存命中にその土地に酪農場を作り、酪農を経営していた。古い時代の土地持ちジェントリの妻や娘のような働き者なのである。また、無力な母に代わって家政の責任を果たし、家中の鍵を預かっていた。庭の隅で養鶏も行っていた。軟禁後は、監視つきの庭の散歩のついでに鶏に餌をやる以外は、いっさいの活動が許されない。このようなクラリッサの状態は、資本主義の発展、父権制の強化のなかで、女性たちが主体的にできる仕事を奪われ、無為の存在になっていく状況を象徴している (Doody: 1986, 53-60; Perry, 122, 124-26)。

娘を財産を獲得する道具にして財力をつけ、権威を高めたい父権制が、「夫に従います、ただし自由意思で」という声を押つぶそうとする。父に従順な娘でありかつ自己に誠実でありたいクラリッサは動きがとれない。

### 3-2 男の権威のために

クラリッサのもう一人の求婚者、Lovelace はソームズとは正反対の男で、すべての点でソームズよりはるかに優れている。しかし、ソームズやクラリッサの兄とラブレイスは本質的には同類である。両者とも女を利用して男の権威を誇示し、高めようとしているのだ。前の二人は、財力によって父権制の強化を図るばかりでなく、女性を支配する快感も求めている。クラリッサの拒否にたじろいだソームズは、兄が「がんばれ。今でこそあの女は横柄な態度をとっているが、いったん君のものになったら、君の力を思い知らせてしっぺ返ししてやれるんだぞ」(Clarissa, 317) とけしかると、またねばる。ラブレイスは、求婚者を装いながら、じつは、クラリッサの誘惑をねらっている。彼は名うての放蕩もので、女を誘惑し征服することで、優越感と支配欲を満足させようとする男である。

ラブレイスは、クラリッサの目に魅力的に映った。彼は自分の品行を改めると熱心に誓い、苦況にあるクラリッサを救い出すためには何でもすると申し出る。家族の迫害に孤立していた彼女は、彼の長所を並べ上げ、彼と一緒にすれば彼の悪徳も自分が善導できるかもしれないと思ったりもする（ここにも友愛結婚における妻の役目が意識されている）。他方、彼には短所が多く、なにより彼には heart（優しさや慈悲心）がないと思ひ直し、

彼の助けは借りないと決意する。そして、ソームズとの結婚式が強行されても、最後まで拒否しようと覚悟を決める。

ところが、ラブレイスの策略にかかり彼と駆け落ちする形になってしまった。ラブレイスは女はすべて魂がなく肉欲だけ、と信じる侮蔑的な女性観の持ち主である。この女性観は彼特有のものではなく、誘惑されたイブが人類の墮落をもたらしたという考え方にもとづいて、父権制を正当化するのに使われる、西洋の伝統的なものである。クラリッサを愛しているにもかかわらず、美德の評判の高いこの女も、しょせんは魂のない劣った女にすぎないことを証明しようと、ラブレイスは難攻不落の城を落とすゲームを楽しむように、彼女を自分になびかせる策略を楽しむ。しかし、駆け落ちは成功したもののクラリッサを攻めあぐみ、とうとう薬を飲ませてレイプする。こういう場合、結婚をして丸く収めるのが常識的な方法だったようで、ラブレイスも正式に結婚を申し込む。しかし、クラリッサは拒否する。父親に認められない結婚はできないという、父に従順な娘としての理由もあるが、もっと大きな理由は、自分の欲望の満足のために無慈悲にも相手の自由意思を無視し魂を踏みにじり、物として扱った人間を許せない、ということである。これは兄や家族、ソームズに対するノーと本質的に同じである。彼らも無慈悲にクラリッサを財産と権勢を増すための道具としてしか考えていない。

クラリッサのノーは、結婚のさいは娘の意向を尊重するといい、友愛結婚の理想を唱える、女性尊重の身振り、娘に従順を強い、妻を無力な立場にしばりつける父権制の女性蔑視と女性支配との矛盾をあらわにする。<sup>10)</sup> 彼女は父権制の忠実な娘として、心より夫に従うために、ラブレイスにも家族にも自由意思を認めてくれと何度も訴える。友愛結婚が実現しそうな相手を慎重に選ぶ自由を与えてほしい、というのである。父権制の権化のようなラブレイスや父、兄たちはそれをぜったいに許さない。この極端な状況にとらえられた彼女は、父権の源である天の父のもとに赴く準備を自らの意思で選び、自分の心のなかでこの矛盾を解消する。彼女が自分に誠実であるためにはこうするよりほかないのである (Doody: 1985, 92-93)。

#### 4 オースティンの女主人公のイエス

19世紀のはじめになっても、2の最初にあげた女性をめぐる状況はほとんど同じなのに、ジェーン・オースティンにはこれほどひどい自由意思の無視の話はない。これはオースティンの作風によるところが大きいだろう。オースティンの小説は、リチャードソンの小説と違って、一人称が多い書簡体小説ではない。視点は女主人公に合わされていること

が多いが、ぴったり一致しているのではなく、作者の批判的、客観的な笑いの目が混じっている。リチャードソンは、女性がとらえられた矛盾をその論理的帰結までおしすすめ、徹底的にねばって書いたが、オースティンにはこのような密室的圧迫感がなく、ゆとりが感じられる。

また、作者が女主人公に幸運を与えている。彼女たちは、クラリッサとちがって孤立無援ではない。Fanny Price (*Mansfield Park*) は Jane Eyre と同じような境遇だが、ジェーンと違って、いとこの中に味方がいる。Catherine Morland (*Northanger Abbey*), Elizabeth Bennet, Emma Woodhouse など活発な女性たちや、道を誤りかけた Marianne Dashford (*Sense and Sensibility*) には温かく見守る年上の男性がいる。クラリッサの親友, Anna Howe も機知いっぱい活発な女性で、やはり温かく忠実な男性と最後はハッピーエンドになる。彼女自身の物語はクラリッサの悲劇の周辺におかれた喜劇である。

喜劇モードのオースティンの小説では、深刻な悲劇になりそうな話、たとえば General Tilney のもとで今は亡き妻が不幸だったかもしれない話 (*Northanger Abbey*) とか、財産と地位のための結婚をして、後に夫を裏切る Maria Bertram (*Mansfield Park*) などは、周辺におかれる。従って単純な比較はできないのだが、少なくとも、親からむりやり押しつけられる結婚とか軟禁の話は出てこない。

一つだけ『説得』に、年長者の忠告によって女主人公の婚約が解消される例がある。Anne Elliot は、よい家の生まれで、親に従うのが娘の義務と考える従順な娘だった。19歳の時、恋人の海軍士官 Wentworth との結婚に、母親代わりの Lady Russell から、彼が家柄や財産に恵まれずエリオット家にはふさわしくないと反対されたとき、つらくてもその忠告に従った。しかし、自分の感情を押し殺したことによって彼女は不幸な気持ちになり、生気を失ったひっそりとした存在になってしまう。やがて、年長者に忠実だったことはまちがっていなかったが、自分の気持ちに忠実でなかった、と思うようになり、後に、ラッセル夫人が認めるような恵まれた条件の求婚があったときに、その相手を愛していないという理由で断る。そして、婚約解消から8年後にウエントワスがふたたび現れたとき、むしろ積極的に自分の気持ちを伝えようとするのである。彼の再度の求婚に応じて、アンは、これまでの停滞した生活を捨て、海軍士官の妻というより波乱の多い人生を選ぶ。彼女はラッセル夫人が自分にしたような忠告を自分の子どもにはするまいと思っており、ここに時代の動きが感じられる。すなわち、ストーンがいう感情的個人主義の浸透である。

アンは最終的に自分の結婚を自分で決めたが、『高慢と偏見』のエリザベスは、はじめから自分で決めている。コリンズのお手軽でずうずうしい求婚と Mr Darcy の自分の家柄と財産なら断るものがあるまいという思い上がった求婚を、はっきりと断る。経済的条件

の有利さなど念頭にも浮かばないほど、彼らの傲慢や思い上がり（ダーシーに対しては誤解も含まれていたが）に反発したのである。ダーシーの真価を知って尊敬と愛を抱くようになったとき、彼からのあらためての求婚を喜んで受け入れる。彼の権高な叔母が家柄やら何やらを持ち出して猛反対をしてもものともしない。エリザベスは終始自由意思を押し通すのである。

結婚後のエリザベスやアンは自由意思を保つことができるだろうか。Gilbert & Gubar は、結婚後の Marianne Brandon, Elizabeth Darcy, Emma Knightley は描かれていないから存在しないも同然だが、きっと彼女らは本心を押し殺す従属のジェスチャーを学んでいるだろうと、悲観的な見方をしている (p. 163)。確かに、メアリアンやエマなどは、オースティンの女主人公が皆そうであるように喜んで従うことができる夫を選んだとはいえ、かなり年上の夫から「じゃじゃ馬ならし」されて、やがては Lady Bertram のように無気力な妻になってしまうかもしれない。<sup>11)</sup> エリザベスの場合には、ダーシーの妹の証言によれば、エリザベスが言いたいことを無遠慮に言って夫をからかったりしても夫はそれを許し、二人の仲は良いということだから、かなり対等な関係が成り立っていると想像できる。ではアンは？ 彼女はレイディになることを拒否し (Gilbert & Gubar, 181)、古い土地持ちのジェントリ階級から離れて、新興のジェントルマンである海軍士官との結婚を選んだ。彼女のまわりにはすでに、文字通りの「つれあい」となった友愛結婚のモデルがある。海軍提督の Croft 夫妻は苦楽をともにする戦友同士のような関係。クロフト夫人はお転婆娘がそのまま成長したような活動的な女性である。ウエントワスの同輩の Captain Harville は、狭い家を住み良くするくふうや子どものおもちゃ作りに精を出すマイホームパパである。

このことは友愛結婚が実質的に実現するようになったことを示しているといえるだろう。もちろん、女性をめぐる外的状況は相変わらずだったから、オースティンの小説でも多くの妻が主体性を失って無能力で怠惰だったり、さまざまな病的症状を見せたりしているが (Gilbert & Gubar, 125, 177)、最後の作品には、夫と妻が共にのびのびできる関係のささやかな実例と未来がある。

Fletcher はイギリスで父権制が長続きしたのは、それを強権的に押しつけたのではなく、巧みに柔軟に実施したからだという (Fletcher, 191)。離婚裁判の判決は、徐々に妻側に有利な方向に変わっていったし、親たちは結婚前の夫婦財産契約においてなるべく結婚後の娘の経済的不利を少なくするような取り決めをしようとしたそうだ (Brophy, 98-100)。妻を無力な立場にしる制度は変わらず、女性の自立が困難な状況は変わらなかったが、個人の意思を尊重し、恋愛や友愛結婚に価値をおく考えが広まることで、制度や状況の厳

しさが和らげられてきたのである。

しかし、復讐のために無慈悲になったヒースクリフのような男の手にかかれば、妻や娘は合法的に踏みつけにされうるし、オースティンの世界にも女たらしや財産ねらいの男たちが虎視眈々としている。友愛結婚になるか、専横な夫のもとで苦勞するかは、やはり夫次第だった。結婚の前の女性の選択が相変わらず重要なテーマになるのである。

1830年代から、家族に関する法の改正が徐々に進み、1857年に離婚法 (Divorce Act) が、1870年に既婚女性財産法 (Married Women's Property Act) が成立して、はなはだ不十分ではあるが、妻の弱い立場の改善が始まった。<sup>12)</sup> 女性を主人公にした小説も「結婚後」をあつかったものが増えていく。

\* 本稿は、日本英文学会北海道支部第45回大会 (2000年10月7日北海道教育大学旭川校) シンポジウム「歴史と文学」における口頭発表に加筆修正したものである。

## Notes

- 1) 本稿では「イギリス」は、主としてイングランドを指す。
- 2) フランスでは19世紀でもこの逆だとテーヌが驚いていたそうだが (Macfarlane, 1986: 144), なるほど、『ボヴァリー夫人』を見ると、シャルル・ボヴァリーは最初にエンマの父親に結婚の申し込みをし、父親が娘の意向を確かめてシャルルに伝えている。フランスでは1907年になっても、男25歳、女21歳以下の結婚は親の許可が必要だった。
- 3) Brophyによれば、原則は、子は親の承諾なしに結婚してはならない、親は子の望まぬ結婚を無理強いしてはならない、というのであったが、娘のばあい、前者は無条件で認められ、後者は広く解釈されがちだった。とはいえ、たいいていの娘たちは親の言いつけに従い、親たちも娘の意志を尊重しようとした (Brophy, 66-67)。
- 4) Stone (1979) の第6, 7章は、affective individualismの成長と、それにともなう結婚方法の変化をくわしく述べている。
- 5) それでも、夫が、妻の弱い立場を利用し脅したりすかしたりして、妻の不動産を自分のものにするケースが少なくなかったという (Brophy, 174-75; Skinner, 97)。
- 6) 結婚後の妻の財産については、Macfarlane (1986), pp. 272-76, 287-90, および Angus Ross による Introduction to *Clarissa*, p. 21 を参照。また、pin money については、Skinner, p. 95 を参照。
- 7) これは政治的に力のある夫が、あやまちを犯した妻を追い払う手段だと Brophy はいう (p. 187)。 *Mansfield Park* の Maria Rushworth の離婚はこれにあたるのではないか。
- 8) これに関して、Terry Eagleton は次のように述べる。

If the burgeoning ideology of romantic love loosened the constraints of patriarchy, with its respect for the child's individual choice of a marriage partner, it also emotionally blackmailed the woman into even deeper bondage to her husband. (p. 16)

(大橋訳)「恋愛を重んずるという新たに芽生えたイデオロギーが、結婚相手の選択にあたって子

どもの意志を尊重する傾向と手を握って、父権制におけるさまざまな拘束力を弱める方向に向っていたとすれば、そのイデオロギーは同時に女性の内面にもぐり込み、女性を恐喝して夫への衷心からの隷属を強要したとも言える。」(27 ページ)

9) 『嵐が丘』で兄の Hindley が結婚した後、妹の Catherine はまだ子どもなのに居場所がなくなったと感じているのが思い起こされる。

10) イーグルトンはこの小説の歴史的意義を次のように述べる。

Richardson writes at a transitional point in this history, where a growing regard for the free affections of the subject deadlocks with a still vigorous patriarchal tyranny. (p. 16)

(大橋訳)「主体の自由な情念をますます重んずるようになる風潮と、依然根強く残っていた父権制の専制支配とがまっこうからぶつかり暗礁に乗りあげるといふ歴史の流れの中で、まさにその移行点といえる時期にリチャードソンは書いた。」(28 ページ)

11) *Mansfield Park* の Lady Bertram とクラリッサの母親はよく似ている。二人とも権威的な夫のもと、無気力、無為な日を過ごしている。クラリッサの母は、苦しめられる娘を助けようともせず、夫の怒りにただおろおろしてぐちるばかり。バートラム夫人も娘の不行跡に無関心でソファーに寝そべっているだけである。クラリッサの母親ははじめから怠惰であったのではない。バートラム夫人と違って、豊かなよい家柄の出で、賢い人だったが、財産を運ぶ手段としての結婚、権威的な夫との結婚生活で、無気力になったのである。クラリッサは一部屋に軟禁されているが、母親は、結婚生活に軟禁されているといってもよい。

12) この二つの法律の成立の経緯と内容については、Shanley, pp. 22-78 参照。

## References

- Austen, Jane. *Sense and Sensibility*. 1811. Reprint. Oxford: Oxford University Press, 1987.  
 \_\_\_\_\_. *Pride and Prejudice*. 1813. Reprint. Oxford: Oxford University Press, 1987.  
 \_\_\_\_\_. *Mansfield Park*. 1814. Reprint. Oxford: Oxford University Press, 1987.  
 \_\_\_\_\_. *Emma*. 1816. Reprint. Oxford: Oxford University Press, 1987.  
 \_\_\_\_\_. *Northanger Abbey*. 1818. Reprint. Oxford: Oxford University Press, 1987.  
 \_\_\_\_\_. *Persuasion*. 1818. Reprint. Oxford: Oxford University Press, 1987.  
 Brophy, Elizabeth Bergen. *Women's Lives and the 18th-Century English Novel*. Gainesville: University of South Florida Press, 1991.  
 Brontë, Emily. *Wuthering Heights*. 1847. Reprint. Harmondsworth: Penguin, 1997.  
 Brontë, Charlotte. *Jane Eyre*. 1847. Reprint. Harmondsworth: Penguin, 1997.  
 Doody, Margaret A. "Saying 'No,' Saying 'Yes': The Novels of Samuel Richardson" in *The First English Novelists: Essays in Understanding* ed. J. M. Armistead. Knoxville: University of Tennessee Press, 1985, 67-108.  
 \_\_\_\_\_. "The Man-made World of Clarissa Harlowe and Robert Lovelace" in *Samuel Richardson: Passion and Prudence* ed. Valerie Grosvenor Myer. London: Vision Press Ltd., 1986.  
 Eagleton, Terry. *The Rape of Clarissa: Writing, Sexuality and Class Struggle in Samuel Richardson*. Oxford: Basil Blackwell, 1982. T・イーグルトン『クラリッサの凌辱—エクリチュール, セクシュアリティ—, 階級闘争』(大橋洋一訳, 岩波書店, 1987)  
 Fletcher, Anthony. *Gender, Sex & Subordination in England 1500-1800*. New Haven & London: Yale University Press, 1995.

- Gilbert, Sandra M. and Susan Gubar. *The Mad Woman in the Attic: The Woman Writer and the Nineteenth-Century Literary Imagination*, 2nd ed. New Haven & London: Yale University Press, 2000.
- Gills, John R. *For Better, For Worse: British Marriages, 1600 to the Present*. Oxford: Oxford University Press, 1985.
- Green, Katherine Sobba. *The Courtship Novel, 1740–1820: A Feminized Genre*. Lexington: The University Press of Kentucky, 1991.
- Macfarlane, Alan. *The Origin of English Individualism: the Family, Property and Social Transformation*. Oxford: Basil Blackwell, 1978.
- \_\_\_\_\_. *Marriage and Love in England 1300–1840*. Oxford: Basil Blackwell, 1986.
- Perry, Ruth. “Women in families: the great disinheritance” in *Women and Literature in Britain 1700–1800* ed. Vivian Jones. Cambridge: Cambridge University Press, 2000, 111–131.
- Porter, Roy. *English Society in the Eighteenth Century*. Harmondsworth: Penguin, 1990.
- Richardson, Samuel. *Pamela, or Virtue Rewarded*. 1740. Reprint. Harmondsworth: Penguin, 1987.
- \_\_\_\_\_. *Clarissa or the History of a Young Lady*. 1747–48. Ed. Angus Ross. Harmondsworth: Penguin, 1985.
- Shanley, Mary Lyndon. *Feminism, Marriage, and the Law in Victorian England*. Princeton: Princeton University Press, 1989.
- Skinner, Gillian. “Women’s status as legal and civic subjects: ‘A worse condition than slavery itself?’” in *Women and Literature in Britain 1700–1800* ed. Vivian Jones. Cambridge: Cambridge University Press, 2000, 91–110.
- Stone, Lawrence. *The Family, Sex and Marriage in England 1500–1800, Abridged edition*. New York: Harper & Row, 1979.
- \_\_\_\_\_. *Broken Lives: Separation and Divorce in England 1660–1857*. Oxford: Oxford University Press, 1993.
- 植松みどり 「『嵐が丘』論—遙かなる脱出への祈り—」, 『英文學研究』 Vol. LXII, No. 1 (1985), 35–47.
- Watt, Ian. *The Rise of the Novel: Studies in Defoe, Richardson and Fielding*. 1957. London: Chatto & Windus, 1967.
- Zomchick, John P. *Family and the Law in Eighteenth-Century Fiction: The Public Conscience in the Private Sphere*. Cambridge: Cambridge University Press, 1993.